

訪問看護（医療）

重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 FDOMO
代表者名	代表取締役 権 一美
所在地・連絡先	(所在地) 京都市南区東九条北松ノ木町40-16 (電話) 075-200-1133 (F A X) 075-204-4844

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション F
所在地・連絡先	(所在地) 京都市南区東九条北松ノ木町40-16 (電話) 075-200-1133 (F A X) 075-204-4844
事業所番号	2660590270
管理者の氏名	権 一美

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	1	0	0	0	事務所の一元管理
看護職員(看護師)	3	1	0	2	0	訪問看護
看護職員(准看護師)	0	0	0	0	0	サービスの提供
理学療法士	0	0	0	0	0	
事務職員等	1	1	0	0	0	

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	京都市南区、京都市東山区、京都市下京区、京都市伏見区 (藤森・深草・伏見中学区に限る)
------------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日から日曜日までとする
営業時間	午前8:30～午後 5:30
サービス提供日	月曜日から日曜日までとする
サービス提供時間	午前8:30～午後 5:30
緊急時の対応	緊急時につきましては24時間緊急対応の体制をとっています。 緊急連絡番号 <u>080-4133-2653</u> 事業所TEL: 075-200-1133 についても 緊急電話に転送いたしますのでご安心下さい。

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順など
1 訪問看護計画の作成 及び評価等	担当の看護職員等が、主治の医師の指示に基づき、利用者の 直面している課題等を把握し、利用者の希望を踏まえて、 訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況を評価し、その結果を 書面（サービス報告書）に記載して利用者に説明のうえ 交付します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等 日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置
3 訪問看護報告書の作成	訪問看護の提供ごとに報告書を作成し、利用者に交付します。

項目					利用料 ※ 1回あたり	自己負担割合			
						1 割	2 割	3 割	
訪問看護 基本療養 費 (/回)	(Ⅰ)※ 1	看護師等による訪問		3 日目まで/週	3 0 分未満	4, 250	425	850	1, 275
					3 0 分以上	5, 550	555	1, 110	1, 665
				4 日目以降/週	3 0 分未満	5, 100	510	1, 020	1, 530
					3 0 分以上	6, 550	655	1, 310	1, 965
		准看護師による訪問		3 日目まで/週	3 0 分未満	3, 870	387	774	1, 161
					3 0 分以上	5, 050	505	1, 010	1, 515
				4 日目以降/週	3 0 分未満	4, 720	472	944	1, 416
					3 0 分以上	6, 050	605	1, 210	1, 815
	(Ⅱ)※ 2	同一建物 への訪問	看護師等 2 人 /同 一 日	3 日目まで/週	3 0 分未満	4, 250	425	850	1, 275
					3 0 分以上	5, 550	555	1, 110	1, 665
				4 日目以降/週	3 0 分未満	5, 100	510	1, 020	1, 530
					3 0 分以上	6, 550	655	1, 310	1, 965
			看護師等 3 人以上 /同 一 日	3 日目まで/週	3 0 分未満	2, 130	213	426	639
					3 0 分以上	2, 780	278	556	834
				4 日目以降/週	3 0 分未満	2, 550	255	510	765
					3 0 分以上	3, 280	328	656	984
			准看護師等 2 人 /同 一 日	3 日目まで/週	3 0 分未満	3, 870	387	774	1, 161
					3 0 分以上	5, 050	505	1, 010	1, 515
				4 日目以降/週	3 0 分未満	4, 720	472	944	1, 416
					3 0 分以上	6, 050	605	1, 210	1, 815
			准看護師等 3 人以上 /同 一 日	3 日目まで/週	3 0 分未満	1, 940	194	388	582
					3 0 分以上	2, 530	253	506	759
				4 日目以降/週	3 0 分未満	2, 360	236	472	708
					3 0 分以上	3, 030	303	606	909
	(Ⅲ)※ 3	入院中の外泊時の訪問				8, 500	850	1, 700	2, 550
訪問看護 管理 療養費 (/回)	月の 初回目	機能強化型 (Ⅰ)				13, 230	1, 323	2, 646	3, 969
		機能強化型 (Ⅱ)				10, 030	1, 003	2, 006	3, 009
		機能強化型 (Ⅲ)				8, 700	870	1, 740	2, 610
		(Ⅰ)～(Ⅲ)以外				7, 670	767	1, 534	2, 301
	2 回目以降	訪問看護管理療養費 1				3, 000	300	600	900
		訪問看護管理療養費 2				2, 500	250	500	750
	訪問看護医療D X情報活用加算 (月1回まで)					50	5	10	15

<任意項目>

訪問看護情報提供療養費(Ⅰ) (/月)	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費(Ⅱ) (/月)	1,500	150	300	450
訪問看護情報提供療養費(Ⅲ) (/月)	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000	1,000	2,000	3,000

<加算料金>

(円)

加算名				費用総額	自己負担割合		
					1 割	2 割	3 割
2 4 時間対応体制加算 (/月)	看護業務の負担軽減の取組みを行っている場合			6, 800	680	1, 360	2, 040
	上記以外の場合			6, 520	652	1, 304	1, 956
緊急訪問看護加算 (/日 1 回)	月14日目まで			2, 650	265	530	795
	月15日目以降			2, 000	200	400	600
特別管理指導加算				2, 000	200	400	600
特別管理加算Ⅰ (/月)	重症度等の高い利用者の場合			5, 000	500	1, 000	1, 500
特別管理加算Ⅱ (/月)	上記以外の場合			2, 500	250	500	750
退院時共同指導加算				8, 000	800	1, 600	2, 400
退院支援指導加算	90分以上の訪問、又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合			8, 400	840	1, 680	2, 520
	上記以外の場合			6, 000	600	1, 200	1, 800
夜間・早朝訪問看護加算 (/回) ※ 4				2, 100	210	420	630
深夜訪問看護加算 (/回) ※ 4				4, 200	420	840	1, 260
複数名訪問看護加算 (/週)※ 5	看護師等	1 回/日	同一建物 2 人まで	4, 500	450	900	1, 350
			同一建物 3 人以上	4, 000	400	800	1, 200
		2 回/日	同一建物 2 人まで	9, 000	900	1, 800	2, 700
			同一建物 3 人以上	8, 100	810	1, 620	2, 430
		3 回以上/日	同一建物 2 人まで	14, 500	1, 450	2, 900	4, 350
			同一建物 3 人以上	13, 000	1, 300	2, 600	3, 900
	准看護師	1 回/日	同一建物 2 人まで	3, 800	380	760	1, 140
			同一建物 3 人以上	3, 400	340	680	1, 020
		2 回/日	同一建物 2 人まで	7, 600	760	1, 520	2, 280
			同一建物 3 人以上	6, 800	680	1, 360	2, 040
		3 回以上/日	同一建物 2 人まで	12, 400	1, 240	2, 480	3, 720
			同一建物 3 人以上	11, 200	1, 120	2, 240	3, 360
	看護補助者 (/週)		同一建物 2 人まで	3, 000	300	600	900
			同一建物 3 人以上	2, 700	270	540	810
難病等複数回訪問加算 ※ 6			2 回/ 日	4, 500	450	900	1, 350
			3 回以上/ 日	8, 000	800	1, 600	2, 400
長時間訪問看護加算 (/週) ※ 7				5, 200	520	1, 040	1, 560
在宅患者連携指導加算 (/月)				3, 000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (/月) (月2回まで)				2, 000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算 (/月)				2, 500	250	500	750

【精神科訪問看護サービス利用料】

(円)

項目					利用料 ※1回あたり	自己負担割合			
						1 割	2 割	3 割	
精神科訪問 看護療養 費 (/回)	(Ⅰ)※1	看護師等による訪問		3日目まで/週	30分未満	4,250	425	850	1,275
					30分以上	5,550	555	1,110	1,665
				4日目以降/週	30分未満	5,100	510	1,020	1,530
					30分以上	6,550	655	1,310	1,965
		准看護師による訪問		3日目まで/週	30分未満	3,870	387	774	1,161
					30分以上	5,050	505	1,010	1,515
				4日目以降/週	30分未満	4,720	472	944	1,416
					30分以上	6,050	605	1,210	1,815
	(Ⅲ)※3	看護師等 による訪 問	同一日 2人まで	3日目まで/週	30分未満	4,250	425	850	1,275
					30分以上	5,550	555	1110	1,665
				4日目以降/週	30分未満	5,100	510	1020	1,530
					30分以上	6,550	655	1310	1,965
			同一日 3人以上	3日目まで/週	30分未満	2,130	213	426	639
					30分以上	2,780	278	556	834
				4日目以降/週	30分未満	2,550	255	510	765
					30分以上	3,280	328	656	984
		准看護師 等による 訪問	同一日 2人まで	3日目まで/週	30分未満	3,870	387	774	984
					30分以上	5,050	505	1010	1,515
				4日目以降/週	30分未満	4,720	472	944	1,416
					30分以上	6,050	605	1210	1,815
			同一日 3人以上	3日目まで/週	30分未満	1,940	194	388	582
					30分以上	2,530	253	506	759
				4日目以降/週	30分未満	2,360	236	472	708
					30分以上	3,030	303	606	909
	(Ⅳ)	入院中の外泊時の訪問				8,500	850	1,700	2,550
精神科訪問 看護管理 療養費 (/回)	月の 初回目	機能強化型(Ⅰ)				13,230	1,323	2,646	3,969
		機能強化型(Ⅱ)				10,030	1,003	2,006	3,009
		機能強化型(Ⅲ)				8,700	870	1,740	2,610
		(Ⅰ)～(Ⅲ)以外				7,670	767	1,534	2,301
	2回目以降	精神科訪問看護管理療養費 1				3,000	300	600	900
		精神科訪問看護管理療養費 2				2,500	250	500	750
	訪問看護医療D X情報活用加算 (月1回まで)					50	5	10	15

<任意項目>

精神科訪問看護情報提供療養費(Ⅰ) (/月)	1,500	150	300	450
精神科訪問看護情報提供療養費(Ⅱ) (/月)	1,500	150	300	450
精神科訪問看護情報提供療養費(Ⅲ) (/月)	1,500	150	300	450
精神科訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	25,000	2,500	5,000	7,500
精神科訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	10,000	1,000	2,000	3,000

＜加算料金＞

(円)

加算名				費用総額	自己負担割合		
					1 割	2 割	3 割
2 4 時間対応体制加算 (/月)	看護業務の負担軽減の取組みを行っている場合			6,800	680	1,360	2,040
	上記以外の場合			6,520	652	1,304	1,956
緊急訪問看護加算 (/日 1 回)	月14日目まで			2,650	265	530	795
	月15日目以降			2,000	200	400	600
特別管理指導加算				2,000	200	400	600
特別管理加算Ⅰ (/月)	重症度等の高い利用者の場合			5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算Ⅱ (/月)	上記以外の場合			2,500	250	500	750
退院時共同指導加算				8,000	800	1,600	2,400
退院支援指導加算	90分以上の訪問、又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合			8,400	840	1,680	2,520
	上記以外の場合			6,000	600	1,200	1,800
夜間・早朝訪問看護加算 (/回) ※ 4				2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算 (/回) ※ 4				4,200	420	840	1,260
複数名精神科訪問看護加算 (/週) ※ 5	看護師等	1 回/日	同一建物 2 人まで	4,500	450	900	1,350
			同一建物 3 人以上	4,000	400	800	1,200
		2 回/日	同一建物 2 人まで	9,000	900	1,800	2,700
			同一建物 3 人以上	8,100	810	1,620	2,430
		3 回以上/日	同一建物 2 人まで	14,500	1,450	2,900	4,350
			同一建物 3 人以上	13,000	1,300	2,600	3,900
	准看護師	1 回/日	同一建物 2 人まで	3,800	380	760	1,140
			同一建物 3 人以上	3,400	340	680	1,020
		2 回/日	同一建物 2 人まで	7,600	760	1,520	2,280
			同一建物 3 人以上	6,800	680	1,360	2,040
		3 回以上/日	同一建物 2 人まで	12,400	1,240	2,480	3,720
			同一建物 3 人以上	11,200	1,120	2,240	3,360
	看護補助者 (/週)		同一建物 2 人まで	3,000	300	600	900
			同一建物 3 人以上	2,700	270	540	810
精神科難病等複数回訪問加算 ※ 6			2 回/日	4,500	450	900	1,350
			3 回以上/日	8,000	800	1,600	2,400
長時間精神科訪問看護加算 (/週) ※ 7				5,200	520	1,040	1,560
在宅患者連携指導加算 (/月)				3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (/月) (月2回まで)				2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算 (/月)				2,500	250	500	750
精神科重症患者支援管理連携加算 (/月)			看護師	8,400	840	1,680	2,520
			准看護師	5,800	580	1,160	1,740

【訪問看護ベースアップ評価料】

ベースアップ評価料	算定料	自己負担割合		
		1割	2割	3割
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）※8	780	78	156	234
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1（スコア0以上）※9	10	1	2	3
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2（スコア15以上）	20	2	4	6
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）3（スコア25以上）	30	3	6	9
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）4（スコア35以上）	40	4	8	12
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）5（スコア45以上）	50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）6（スコア55以上）	60	6	12	18
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）7（スコア65以上）	70	7	14	21
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）8（スコア75以上）	80	8	16	24
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）9（スコア85以上）	90	9	18	27
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10（スコア95以上）	100	10	20	30
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）11（スコア125以上）	150	15	30	45
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）12（スコア175以上）	200	20	40	60
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）13（スコア225以上）	250	25	50	75
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）14（スコア275以上）	300	30	60	90
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）15（スコア325以上）	350	35	70	105
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）16（スコア375以上）	400	40	80	120
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）17（スコア425以上）	450	45	90	135
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18（スコア475以上）	500	50	100	150

- ※1・・・ 訪問看護（精神訪問看護）指示書及び訪問看護（精神訪問看護）計画書に基きサービスを提供した場合の基本療養費
- ※2・・・ 同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費
- ※3・・・ 入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回（厚生労働大臣が定める疾病等においては2回）に限り算定します。
- ※4・・・ 夜間（午後6時から午後10時まで）、早朝（午前6時から午前8時まで）または深夜（午後10時から翌午前6時まで）にサービスの提供を行う場合
- ※5・・・ 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合
- ※6・・・ 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して1日2回以上の訪問が必要な場合
- ※7・・・ 人工呼吸器を使用している状態等にある利用者に対して、1回の訪問看護の時間が1時間30分を超えた場合
- ※8・・・ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）は訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）を算定する利用者1人につき月1回に限り算定
- ※9・・・ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）は月1回に限り算定

< その他の費用について >

■交通費 通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、事業所の自動車等を使用した場合は、無料です。

■サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担となります。

■衛生材料は実費を負担願います。

■保険外サービスについては、ご相談下さい。

■死後処置料及びエンゼルセット代

20,000円及び実費分になります。

訪問看護サービスの提供と連続して行われた、在宅での死後の処置が行われた場合に、死後処置料及び処置に使用するエンゼルセット（死後処置セット）代の実費分を頂きます。

■キャンセル料

利用者様のご都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用日前日の午後5時30分 までに連絡があった場合	無 料
上記以外の場合	一律 1, 0 0 0 円

【利用料等のお支払い方法】

毎月、15日頃までに前月分の請求をいたします。

＜お支払方法について＞

- ① 現金でのお支払い→末日までに事業所へお支払い下さい。
お支払い時に領収書を発行いたします。
- ② 弊社銀行口座へのお振込み→末日までにお振込み下さい。
- ③ 利用者様ご指定口座からの自動引き落とし(振込日26日)
※申し込み日より引き落とし開始日は翌月又は翌々月

【オンライン請求・オンライン資格確認について】

1. 当事業所ではオンライン請求、オンライン資格確認を行います。それに伴い、必要に応じてご利用者にマイナンバーやそれに準ずる書類の提示を求めることがあります。国から認められている支援事業者(ネット回線やそれに準ずる事業者)による情報の確認を行うことがあります。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問看護事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、専門職員が疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり主治の医師(以下「主治医」という)が必要と認めた者に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとします。

(3) 従業員の研修

事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修(外部における研修を含む)を実施します。なお、研修の機会を次の通り設けるものとして、また、業務体制を整備します。

- ・採用時研修 採用後1か月以内
- ・従業員研修を年3回

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

相談窓口	所在地・電話番号等
【弊社の窓口】 訪問看護ステーション F 苦情相談担当者：権 一美	所 在 地：京都市南区東九条北松ノ木町40-16 電 話 番 号：075-200-1133 F A X：075-204-4844 受 付 時 間：午前8時30分～午後5時30分(年中無休)
【公的団体の窓口】 京都府国民健康保険団体 連合会介護保険課介護相談係	所 在 地：京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町620番地 COCON 烏丸内 電 話 番 号：075-394-9090 F A X：075-354-9055 受 付 時 間：午前9時～午後5時(平日のみ)

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者様の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ・ 相談担当者は、看護職員に事実関係の確認を行います。
- ・ 相談担当者は、把握した状況をもとに、事業所スタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定します。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者様へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
(たとえ時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡することとします。)
- ・ その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者様の立場に立って検討し、対処します。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、その他相談支援事業者、居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、その他相談支援事業者、居宅介護支援事業者等、京都市及び市町村に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者の会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

※ その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避ける為 次の事項にご留意ください。

①看護師は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねます。また、看護師に対する贈り物や飲食などのもてなしはご遠慮させていただきます。

②看護師は、健康保険法に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねます。

③訪問看護業務上の性質上、移送を目的とした公用車への同乗は原則としてできません。

1 1 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者□	権 一美
--------------	------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 利用者とその家族、事業者からの相談窓口を置き、周知していきます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

1 3 衛生管理等

- (1) 訪問看護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

上記内容について、「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準
(平成12年厚生省第80号)」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	京都市南区東九条北松ノ木町40-16	
	事業者(法人)名	株式会社 F DOMO	
	事業所名	訪問看護 ステーション F	
	事業所番号	2660590270	
	代表者名	代表取締役 権 一美	印

説明者	職名	管理者	
	氏名	権 一美	印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、
その内容に同意の上、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者本人	住所	京都市南区東九条南岩本町6番地南岩本市営住宅312号
	氏名	印

代理人 (署名・法定)	住所	
	氏名	印
	(続柄)	